

## いぬ とうろくおよ きょうけんびょうよぼうちゅうしゃ せつしゅ 犬の登録及び狂犬病予防注射の接種のお願い

日本では犬を飼うときに狂犬病予防法によって決められた義務があります。

- (1) す 住んでいる市区町村に飼犬の登録をしなければならない
- (2) か いぬ ねん かい きょうけんびょうよぼうちゅうしゃ う 飼犬には1年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければならない
- (3) いぬ かんさつ ちゅうしゃずみひょう か いぬ つ 犬の鑑札と注射済票を飼犬に着けなければならない

※ これらの違反は、20万円以下の罰金の対象になります。

### いぬ とうろく 【犬の登録】

か いぬ だれ か 飼犬は、誰が飼っているか、どこで飼っているかを把握するために登録の必要があります。

- ・ とうろく とう いぬ 登録は1頭の犬につき1度だけです。(他の市区町村に引越したら転出先で届出てください)
- ・ せいご にち す 生後90日を過ぎたら登録の義務があります。(環境対策課の窓口で登録できます)

### きょうけんびょうよぼうちゅうしゃ 【狂犬病予防注射】

きょうけんびょう にんげん ふく すべ にゅうらい かんせん にんげん ほっしょう ばあい 狂犬病は、人間も含めた全てのほ乳類に感染し、人間が発症した場合はほぼ100%死亡する大変危険

びょうき 予防注射をすることで発症を予防することができます。このことから、飼犬にしっかりと予防注射をすることで、飼犬はもちろん、飼主自身や家族、近所の住人や他の動物への感染を防止できます。

- ・ か せいご にち いぬ ねん 飼主は生後90日を過ぎた犬に1年に1度予防接種を受けさせる義務があります。
- ・ か き びょういんがい ちゅうしゃ さい しゃくしょ とどけで ひつよう 動物病院で確認をしてください。

びょういんめい 病院名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
どうぶつびょういん こぐれ動物病院	おおたしにしほんちょう 太田市西本町33-16	0276-32-4117
とだ どうぶつびょういん 戸田動物病院	おおたしはちまんちょう 太田市八幡町16-6	0276-25-4572

<small>どうぶつびょういん</small> ミュウ動物病院	<small>おおたしあらいちょう</small> 太田市新井町533-14	0276-49-0500
<small>かねこどうぶつびょういん</small> 金子動物病院	<small>おおたしかはやしひがしちょう</small> 太田市高林東町1657-1	0276-38-5591
<small>どうぶつびょういん</small> かなやま動物病院	<small>おおたしひがしいまいずみちょう</small> 太田市東今泉町277-6	0276-40-2220
<small>どうぶつびょういん</small> さくら動物病院	<small>おおたしあらいちょう</small> 太田市新井町577-8	0276-60-1851
<small>いなむらどうぶつびょういん</small> 稲村動物病院	<small>おおたしいしばしちょう</small> 太田市石橋町817-5	0276-37-7219
<small>にっただうぶつびょういん</small> 新田動物病院	<small>おおたしにっただいのいちよう</small> 太田市新田市野井町957	0276-57-0411
<small>やぶつかどうぶつびょういん</small> 藪塚動物病院	<small>おおたしおおぼらちよう</small> 太田市大原町1893-2	0277-78-8550
<small>どうぶつびょういん</small> いしはら動物病院	<small>しかさかけちょうしか</small> みどり市笠懸町鹿2525-6	0277-77-1286
<small>きたづめどうぶつびょういん</small> 北爪動物病院	<small>しかさかけちょうあざみ</small> みどり市笠懸町阿左美2171-20	0277-76-9576
こまいぎペットクリニック	<small>おおたしこまいぎちよう</small> 太田市小舞木町354	0276-48-7221
<small>こじまどうぶつびょういん</small> 小島動物病院	<small>おおたしやぶづかちよう</small> 太田市藪塚町1648	0277-78-0615
<small>どうぶつびょういん</small> ほしの動物病院	<small>おおたしみなみやじまちよう</small> 太田市南矢島町750-1	0276-60-5311

### 【犬の鑑札と注射済票の装着】

いぬ かんさつ ちゅうしゃずみひよう そうちやく  
 犬の登録をした際には「鑑札」、狂犬病予防注射の接種を受けた際には「注射済票」が交付されます。

かんさつ ちゅうしゃずみひよう とうろく いぬ きょうけんびょうよぼうちゅうしゃ う いぬ しょうめい  
 この鑑札と注射済票は、登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するため  
ひょうしき か いぬ つ  
 の標識ですので、飼い犬に着けておかなければなりません。

とうろくばんごう きさい か いぬ まいご そうちやく かんさつ  
 また、これらには登録番号が記載されています。もしも飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札から  
か ぬし もと もど  
 飼い主の元に戻すことができます。

### ○ 飼い方について

- きんじょ めいわく ふんにょう ほうき な ごえ か  
 ・ ご近所に迷惑（フン尿の放棄・鳴き声など）をかけないように飼ってください。
- いぬ はな が たいへんきけん ほうりつ きんし ぜったい  
 ・ 犬の放し飼いは大変危険であり、法律で禁止されています。絶対にしないでください。

- 散歩中のフンは必ず持ち帰って、自己処理をするようにお願いします。

○ 犬の避妊又は猫の避妊・去勢に係る手術費用の助成について

望まない妊娠や捨て犬、捨て猫を減らす為に、メスの犬及び猫の避妊またはオス猫の去勢手術に  
対して助成金を出しています。(オスの犬は助成の対象にはなりません。)

対象は太田市内で犬・猫を飼っている市民になります。営利目的で飼っている場合や、申請者を含む  
家族に太田市税の滞納がある場合は助成できません。メス犬の場合は登録とその年度の狂犬病  
予防注射を受けている必要があります。

避妊又は去勢手術を受けた後、獣医さんに「避妊・去勢手術実施済み証明書」を書いてもらい、  
手術を受けた年度内に、環境対策課窓口まで来てください。その際に、振込先の口座などを書いて  
もらいますので、振込先のわかるものと、シャチハタでない印鑑を持ってきてください。

【問合せ先】

おおたしやくしょ かんきょうたいさくか かい ぼんまどぐち TEL 0276-47-1893  
太田市役所 環境対策課 (5階54番窓口)

どうぶつあいご どうぶしゅつちやうじよ TEL 0276-55-0731  
動物愛護センター 東部出張所